



# ファイナンスド・エミッションの算定・分析を起点とした 支援事業について

2025年3月21日

環境省 大臣官房環境経済課

環境金融推進室 室長補佐 中川 晶子

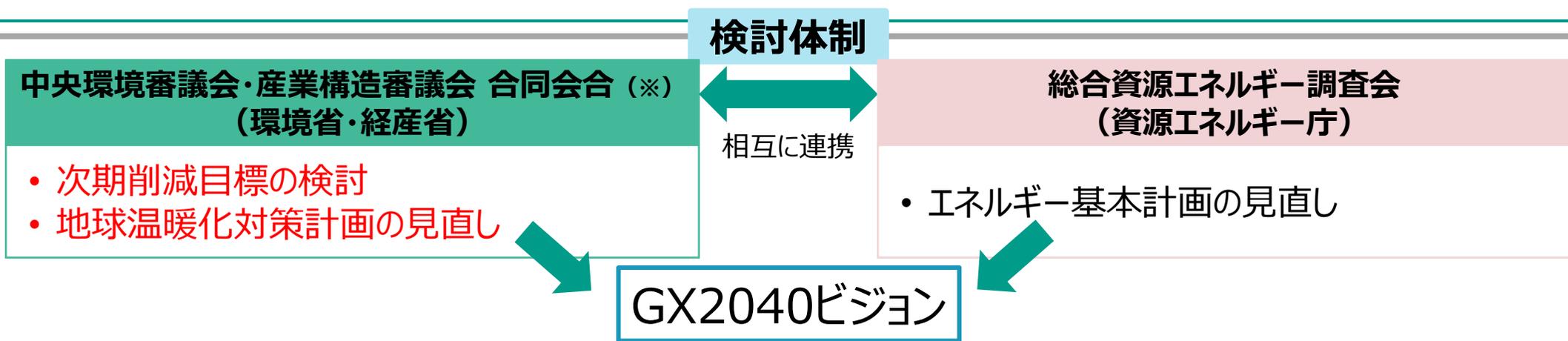


# 次期削減目標（NDC）の検討と地球温暖化対策計画の見直し



- 2050年ネットゼロに向けた現行目標：2030年度46%削減、50%の高みに向けた挑戦。※2013年度比
- 次期削減目標：**2025年2月に国連提出。**
- 削減目標の達成に向けた総合的な実施計画である**地球温暖化対策計画の見直し**が必要。
- 昨年6月から中環審・産構審の**合同会合を開催し、各界各層の意見を聴取しつつ議論を整理。**
  - ・ 第1回（6月）：気候変動対策の現状と今後の課題について
  - ・ 第2～5回（7～10月）：経済団体、若者・国際団体、自治体等へのヒアリング
  - ・ 第6回（11月）：関係省庁等へのヒアリング、次期削減目標に関する議論
  - ・ 第7回～9回（12月19,20,24日）：次期削減目標を含む地球温暖化対策計画（案）を複数回議論
- 地球温暖化対策推進本部（12月27日）にて政府案を決定し、同日よりパブコメを実施。  
（あわせて、政府の事務・事業の排出削減計画である政府実行計画の政府案も同日に決定。）

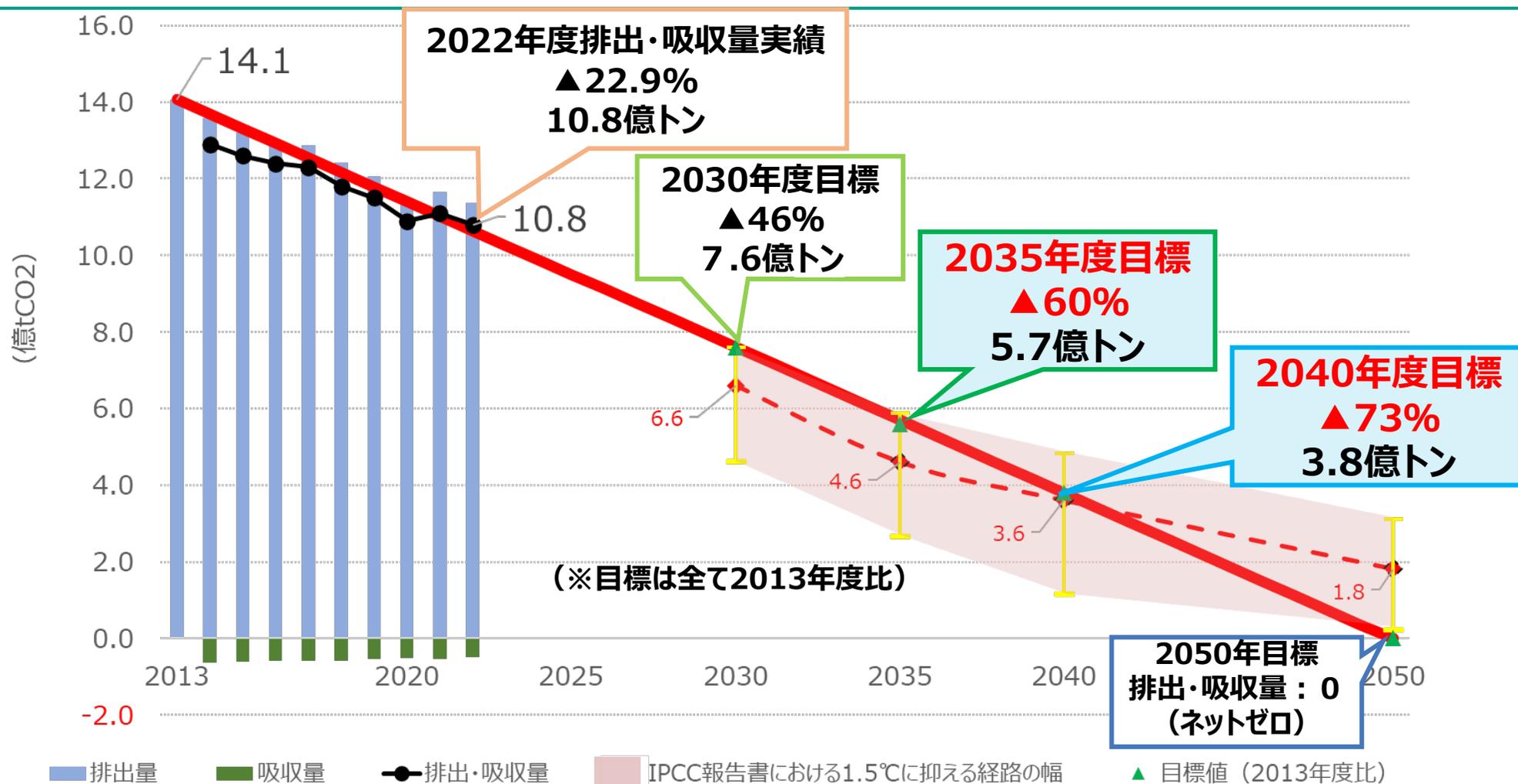
→2月18日閣議決定



※中央環境審議会地球環境部会2050年ネットゼロ実現に向けた気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会地球環境小委員会中長期地球温暖化対策検討WG 合同会合

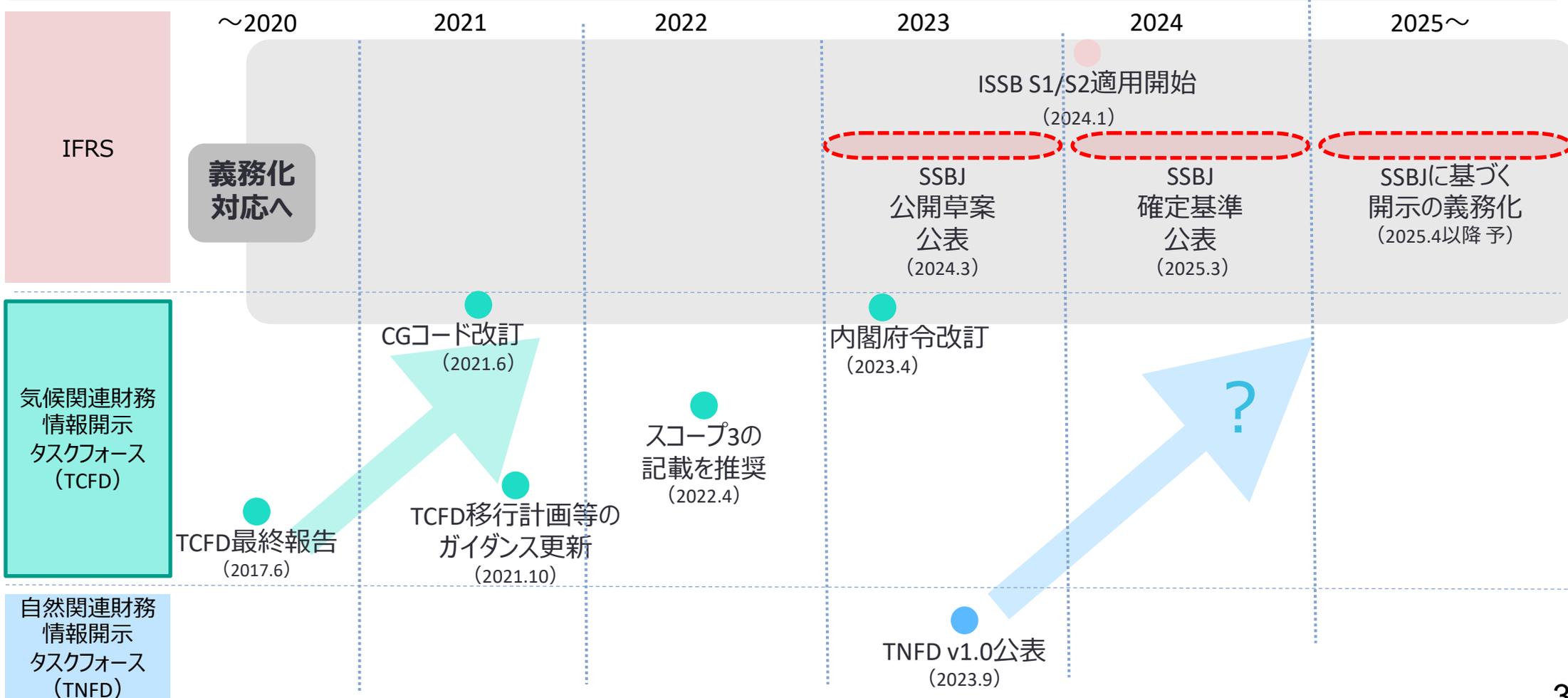
# 次期削減目標 (NDC)

- 我が国は、2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。**



# 気候・自然関連情報開示に関する制度の進展・今後の見通し

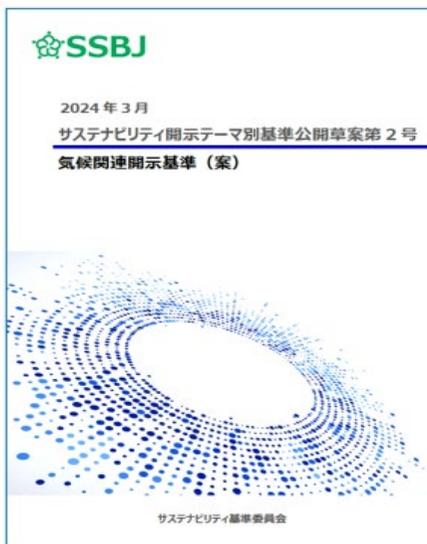
- 企業の気候関連情報開示は、プライム上場企業でのTCFD対応の義務化、Scope3の推奨項目化等を経て、直近では内閣府令等の改正により有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示が義務化（2023年3月期決算から）。
- さらに、2023年には新たにIFRSサステナビリティ開示基準が公表。これを受けて我が国ではSSBJが開示基準を2025年3月に公表。以降、プライム市場企業を対象に順次拡大しながら義務化開始。
- TNFD対応については、企業はTCFD対応での経験を活かしつつ、早期に基礎的な分析等から着手することが期待される。



# Scope3の算定義務化への動き

- 2023年6月、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、サステナビリティ関連情報の開示基準であるIFRS基準（一般的要求事項を規定したS1号、気候関連基準を規定したS2号で構成）を公表した。S2号では企業に対し、**GHGプロトコルに基づいたScope3排出量を算定・開示することを義務化**している。
- IFRS基準の公表を受け、日本版開示基準策定を担うサステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、大部分をIFRS基準と整合させつつ、「SSBJ独自の取り扱い」を加えた開示基準の草案を策定。
- 草案において、GHGプロトコルと異なる方法により測定する場合は、地球温暖化対策推進法に基づく報告に用いた排出量データを用いることを認めている。
- 2025年3月には草案の最終化、**2026年以降の導入および任意適用開始が検討されており、当面の適用企業は「プライム市場上場企業ないしはその一部」が想定**されている。
- なお、欧州サステナビリティ開示基準（ESRS）においては、2024年より一部企業（大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行）のScope3開示が義務化される一方、米国証券取引所（SEC）気候関連開示規則の最終版においては、Scope3の開示要求が削除されている。

※サステナビリティ開示基準のあり方及び適用対象・適用の方向性については、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（金融庁）において検討されている。



## SSBJ「気候関連開示基準（案）」Scope3関連規定

- ◆ IFRS基準に則り、Scope3の開示は必須。
- ◆ 算定方法
  - 原則、GHGプロトコル「コーポレート基準（2004年）」に則る。
  - GHGプロトコル以外の方法で算出した排出量に重要性がある場合、Scope1～3排出量及び絶対総量の合計値を開示し、**①GHGプロトコルを用いて測定した排出量、②GHGプロトコルと異なる方法で測定した排出量、を区別して開示**しなければならない。

# 令和6年度支援事業のねらい

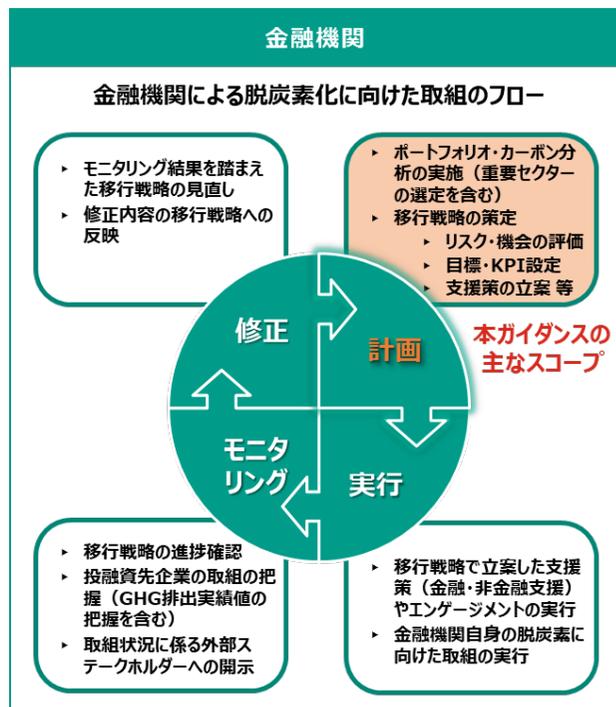
- ◆ パリ協定で合意された1.5℃目標達成を目指し、2050年ネット・ゼロの実現に向け、環境と経済成長や産業競争力との関連性は急激に強まっている。この流れを受け、大手企業を中心にESG投資の拡大、情報開示の枠組みであるTCFDやTNFD等の取組が浸透してきている。
- ◆ TCFDによって、移行計画の概念が打ち出され、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）でも移行計画の開示を要請する公開草案が公表。国内を拠点とする企業にも移行計画の策定・開示が求められつつある。
- ◆ 金融機関においては、自らの移行計画の策定・開示のみならず、投融資先の脱炭素化に向けたエンゲージメントが求められることから、**金融機関自身の移行計画の策定・投融資先の脱炭素化に向けたエンゲージメント**に係るモデルケースを創出支援を実施。

継続的な見直しが必要

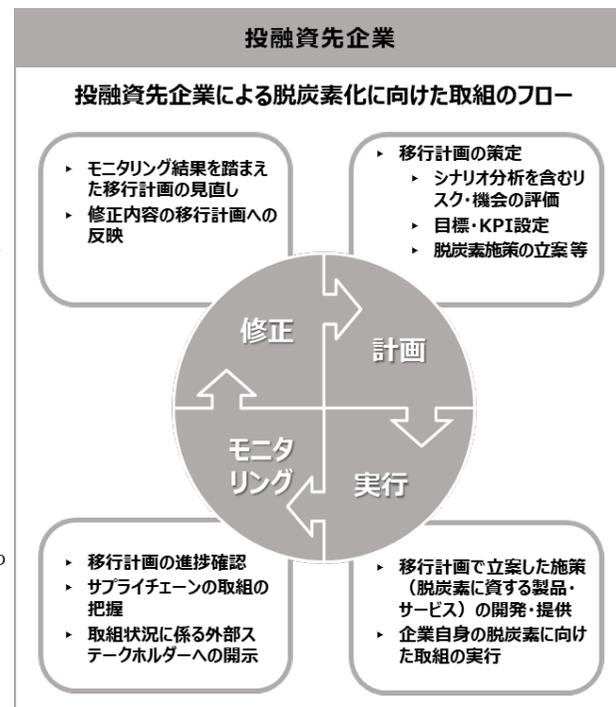
## 各社の現状を分析



## 中長期的な移行計画を検討



## 企業行動への反映



金融機関の Scope3 カテゴリ15 脱炭素に向けた金融・非金融支援の提供

エンゲージメントによる脱炭素に向けた働きかけや相互理解、情報共有等

# 令和6年度支援事業の位置づけ

- 本プログラムは、令和3～5年度にかけて実施された2つのプログラムを統合したものであり、移行計画策定とエンゲージメント実践を支援する。

## 金融機関向けポートフォリオ・カーボン分析支援事業

R3  
～4  
年度

- ・ **ファイナンスド・エミッションの算定・把握及び分析**を支援

R5  
年度

- ・ **ファイナンスド・エミッションの算定**を基礎に、**投融資先企業の脱炭素化支援**や金融機関自身の**移行計画**の検討・策定を支援

## 地域金融機関向けTCFD開示に基づくエンゲージメント実践プログラム

R5  
年度

- ・ TCFD開示のシナリオ分析等の結果を踏まえ、投融資先の脱炭素化に向けた実効的な**エンゲージメントの実践**を支援

2つのプログラムを統合

## 令和6年度 移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）

R6  
年度

- ・ **ファイナンスド・エミッションの算定・分析等**を通じた**移行計画**の策定、同計画に基づいた投融資先の脱炭素化に向けた**エンゲージメントの実践**、同エンゲージメント結果を踏まえた**計画の見直し**等の実施を支援
- ・ 「地域金融機関向け移行計画策定・エンゲージメント実践ガイドンス（仮称）」を作成

- ◆ 支援先機関は、以下の①～⑤の項目を、それぞれのニーズや状況に応じて選択した。
- ◆ **移行計画の策定**や**エンゲージメントの実施**において、支援先機関のニーズや状況に合ったゴールを個別に設定し、その達成に向けて伴走支援を実施した。

## プログラム項目（選択式）

①	ファイナンス・エミッション（FE）算定・分析を通じた移行計画を策定する優先セクターの決定	<ul style="list-style-type: none"><li>• FE算定方法の理解、FE算定（トップダウン・ボトムアップ）の実施</li><li>• FE算定結果及び取引先との関係性などを考慮した優先セクターの決定</li></ul>
②	優先セクターの移行計画の骨子の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>• 選定した優先セクターにおける移行計画の骨子・アクションプランを整理</li></ul>
③	優先セクターの投融資先への実効的なエンゲージメント内容の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"><li>• ②の移行計画の骨子に基づく、エンゲージメントの実施</li><li>• エンゲージメント体制の検討</li></ul>
④	金融機関全体における移行計画の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>• 優先セクターの移行計画の骨子検討プロセスを参考に、金融機関全体の移行計画を検討</li></ul>
⑤	移行計画の開示に向けた検討・整理	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国際的な移行計画フレームワークに基づく再整理、開示内容の検討</li></ul>

## 阿波銀行

- 優先セクター：海上輸送業、建設・土木業
- プログラム③のエンゲージメントに注力。顧客向けのエンゲージメント資料に、**自社の統合報告書を引用して、阿波銀行としての地域脱炭素に向けた考え方や取組について説明**を追加。また、エンゲージメント先の業種に応じて、**官公庁等が公表している業界動向について情報提供**を実施。
- 加えて、**徳島県の動向を面的に捉えるため、取引先に脱炭素に関するアンケート調査を実施**。継続することで、**県全体の動向把握に努める**予定。

## 七十七銀行

- 優先セクター：食品製造業、建設業、自動車製造業
- プログラム③のエンゲージメントに注力し、本プログラムでは**コンサルティング営業部が主導し、営業店とともにエンゲージメントを実施**。また、次年度以降を見据え、「**脱炭素取組状況ヒアリングシート**」を作成・活用し、**営業店が主導しエンゲージメントが可能な体制構築を検討**。
- 並行してプログラム④の移行計画の検討に向けた行内議論を実施。**77グループのネット・ゼロに向けたKPIの設定、モニタリング指標の妥当性などについて検討**を実施。

## 琉球銀行

- 優先セクター：運輸業
- プログラム⑤の移行計画の開示に向けた検討・整理に注力。検討をしている**移行計画と中期経営計画や各種戦略との関係性について、社会価値・環境価値・企業価値の向上に資することとして整理**。
- また、琉球銀行グループ単独でできることには限界があるため、**沖縄県全体で脱炭素に取り組むためステークホルダーの整理**を実施し、不足している**自治体や大学との連携の検討を開始**。

各行の一部資料については、下記URLにて公表

[\(参考\)「令和6年度移行戦略策定・エンゲージメント実践プログラム（金融機関向け）」成果報告会開催について | 報道発表資料 | 環境省](#)

---

# 次年度について

---

- ◆ TCFDが2021年に移行計画の概念を打ち出して以降、IFRSにおいても移行計画に関する開示要素が体系化され、国内でもSSBJにおいてIFRS S2号を踏まえた移行計画の開示要請について検討されており、**国内を拠点とする企業にも移行計画の策定・開示の重要性が広く認識**されるようになってきた。
- ◆ サステナビリティ情報開示に関する制度の進展を背景に、プライム上場の地域金融機関におけるTCFD開示が浸透してきている中で、自社の戦略と整合した形で、GHG排出量の削減やリスク・機会への対応を盛り込んだ**移行計画の策定を行う先は一部に留まる**。
- ◆ 移行計画の策定を目指す地域金融機関の参考となることを目的とし、**脱炭素社会実現に向けた移行計画の策定に係るモデル的な事例創出を支援**する。

## <事業イメージ>

### 国際的な移行計画フレームワーク（TPT・GFANZ）に準拠

移行計画策定に向けた骨子の検討          具体的な移行計画策定	1	優先セクターの決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ポートフォリオに占めるファイナンス・エミッションの割合、自組織が定めるパーパス、地域の基幹産業、自治体との連携、投融資先との関係性等を整理</li> <li>● 優先的に分析・検討を進めるセクター（優先セクター）を特定</li> </ul>
	2	優先セクターにおけるリスク・機会の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先セクター固有のリスク・機会を整理し、それに紐付く具体的な施策を検討</li> <li>● 移行計画フレームワークと自組織の取組を比較し、課題を可視化</li> </ul>
	3	優先セクターにおける指標・目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自組織の既存取組や、投融資先に対する中長期的な支援内容の実現可能性を検討の上、具体的な指標と目標を設定</li> </ul>
	4	移行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1～3の検討内容を踏まえ、自組織の最終承認・意思決定のもと、移行計画を策定及び開示に向け整理</li> <li>● 次年度以降の移行計画の見直し・高度化に向けた対応策の検討</li> </ul>

- ◆ サステナビリティ情報開示に関する制度の進展を背景に、東証プライム市場上場企業ないしその一部は、GHG排出量のScope3を含め、SSBJ基準に基づく開示が義務化されることもあり、**気候変動関連の情報開示の重要性はますます高まることが予想される。**
- ◆ SSBJ基準は大手企業への適用が想定されているが、**Scope3開示の枠組みを通して、サプライチェーンの下流に位置付けられる中小企業もまた、脱炭素に向けた取組を進めることが要請されていくことが見込まれる。**地域金融機関においても、TCFD開示の枠組みをの考え方を基礎に、**投融資先である中小企業の脱炭素化に向けたエンゲージメントや、自金融機関の経営・営業戦略への組み込みが期待される。**
- ◆ 地域金融機関による脱炭素社会実現に向けた取組の加速化を最終目標として、**金融機関におけるこれらの課題整理・解決等のため、Scope3を含むTCFD開示に基づく戦略策定・エンゲージメント実践への活用を促すための支援**を行う。

## <事業イメージ>

	内容	テーマイメージ (案)
地域金融機関向けTCFD開示ラウンドテーブル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FEのデータクオリティの向上やエンゲージメント実践に関するラウンドテーブル形式の議論を計3回程度実施</li> <li>➢ TCFD開示に基づく戦略策定や、エンゲージメント実践への活用に向け、地域金融機関固有の課題整理及び解決策を議論・検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ TCFD開示における課題及び今後の対応方針</li> <li>✓ FE算定における課題やデータクオリティ向上に向けた取組</li> <li>✓ 開示内容を踏まえた投融資先へのエンゲージメント実践における課題及び考えられる対応方針</li> </ul>
地域金融機関向けFE算定等講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TCFD 提言や、ファイナンス・エミッション (FE) に関する基本的な考え方や算定・開示に関する講義を計3回程度実施</li> <li>➢ 講義を通じ、参加機関はトップダウン分析によるFE算定を実施する予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国際社会の潮流やTCFD開示の足元の動向</li> <li>✓ FE算定の基本的な考え方</li> <li>✓ FE算定等の分析結果を基礎とした、投融資先との対話・エンゲージメントに向けた取組</li> </ul>

# 金融機関向け脱炭素社会実現に向けた自然資本に関する分析支援



- ◆ 2023年9月にTNFD提言v1.0が公表されて以降、開示宣言をした日本企業は金融機関も含め増加しており、自然に関する情報開示への関心は高まっている。
- ◆ 金融機関がポートフォリオにおける**自然関連リスク・機会を特定し、投融資先との対話を通してリスクを軽減する活動を推進すること、ネイチャーポジティブ実現に向けた機会を把握することは、将来的な投融資先の事業成長や地域への更なる貢献に繋がる**と考えられるが、**具体的取組や開示事例は未だ少ない**。
- ◆ そのため、金融機関の生物多様性・自然資本の分析・開示推進を目的としたモデルケース創出支援を実施する。

## <事業イメージ>

1	ポートフォリオにおける自然との関わりの分析	依存・インパクトの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投融資ポートフォリオを対象に、各セクターと自然との依存・インパクト関係を整理し、<b>ヒートマップとして可視化</b></li> <li>● 優先的に分析・検討を進めるセクター（優先セクター）を特定</li> </ul>	自然資本保全において 金融機関が果たすべき役割と接続
2	優先セクターにおける自然との関わりの分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先セクターの<b>バリューチェーンの整理</b>と依存・インパクトの大きさをヒートマップで可視化</li> </ul>	
3	投融資先拠点における自然との関わりの分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリューチェーンにおいて依存・インパクトの大きいセクターに属する企業拠点と<b>要注意地域との接点を特定</b></li> </ul>	
4	優先セクターにおける自然関連リスク・機会例の整理	リスク・機会の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要注意地域との接点の特定結果を踏まえた、<b>優先セクターにおけるリスク・機会の洗い出し</b></li> <li>● リスク・機会の整理結果を踏まえ、エンゲージメントやリスク管理、投融資方針の確認等の対応策の検討</li> </ul>		